

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年4月27日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、4月27日の原子力規制委員会定例会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方、手を挙げてください。では、ヨシノさんお願いします

○記者 すみません、テレビ朝日ヨシノです。

中間報告についてなんですけれども、改善という名前の経費削減が、この中間報告では、核物質防護規定違反と一定の関連が見られるというふうに記述されているんですけども、そして話が、同時期の安全対策工事6つには、安全に影響する不適切な議論はなかったというふうに記述されるのが、そこで止まっちゃうんですよ。

結局その改善は、この一連の防護規定違反の問題と関係があったのかなかったのかというところが分からないんですが、その辺いかがでしょうか。

○更田委員長 端的に答えれば、関係があったんだと思います。

ただし、強い関係があったというところまで、明確ではないであるからこそああいう記述になったんだと思ってます。

ただ一方、安全の設備に関しては、核物質防護設備に見られるような影響が見られなかったので、その改善活動の影響というのは、核物質防護の範囲にとどまっていたようではあるというのは、今回の報告の意味だと思います。

○記者 そこのところをちゃんと書いてくれないと、私報道側がちょっと判断が迷っていたものですから。続けて、すみません。そこのところの原因分析というのは、今後深掘りされていくものなのでしょうか。

○更田委員長 検査のとても大事な目的というか、ところは二つあると思ってるんですね。一つは、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護はちゃんとした状況になるのかどうか。これを見極めるのがもう一番の目的ですね。果たして、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護としたものは適正なものにちゃんとなるのかというのが一つ。

もう一つは、今回のようなことが、核物質防護のグダグダが安全に及ぶのか及ばないのかというのが二つ目、この二つは、確認をしていく必要があると思ってるんですが、一方で分析というのは、分析を幾ら詳細に尽くしたところで、仕上がりが駄目だったら意味はない。私たちににとっての意味はないわけなので、さらに言えば、なぜ、彼らの姿勢はこうなんだ、文化はこうなんだって言うてみて、分析を尽くしてみても、どうして

も抽象的であったり定性的であったり、あるいは、曖昧な表現であったりというところにとどまらざるを得ないところがあるので、分析というのは一定程度だと思います。深掘りという言葉には当たらないんだというふうには思います。

○記者 といっても、例えば新潟県であるとか、柏崎市といった地元の自治体の側からすると、どうしてこんなことがあったのかの原因をはっきりしてもらった上で改善を促していただきたいという意見が多いと思うんですが、それは規制委員会、規制庁の役割ではないということですか。

○更田委員長 これは、要するに、納得というものというのは、その期待するような答えが得られるかどうかで、人は納得する納得しないがあるわけですが、これっていわゆる分析であるとか検査というものはまた別の側面を持っていて、例えば私たちは東京電力がもっともらしいことを言うようになったら納得するというそういうものではなくて、繰り返しますけど、核物質防護のレベルが、防護のレベルがきちんとしたものになるかどうかを確認していこうとしてるので、東京電力のいわゆる説明や表明するものに対して納得できるかどうかというのは、ある種別のプロセスだというふうに思っています。

○記者 ちょっとざっと聞きたいんで、この問題が、柏崎刈羽固有の問題であるというふうに、その中間報告の中では断定してるんですけども、これは僕ちょっと非常に疑念があって、というか、他の報告がいろいろあって、我々だけが知らされてない、たくさんの報告があるのかもしれないんですが、例えばその本社、原子力立地本部長であるとか、社長とかに、我々はこういう形で、例えばコスト削減したりとかして進めていくんだよというのを報告していたとすれば、それは本社の経営陣マネジメント層を巻き込んだホールディングスの問題になるんじゃないかと思うんですけど、この辺は解明されてるんでしょうか。

○更田委員長 すごくこれは、率直な委員会側の受け止めですけども、これは恐らく私だけではないと思いますが、取りあえず私としての受け止めなのは、検査が始まってここまで検査を続けてきて、報告を聞く限りにおいて、ある意味驚きだったのは、東京電力と他社の違い。そして、その東京電力の中でも柏崎刈羽と1F（福島第一）、2F（福島第二）との違いが際立っていたんですよ。最初、私たちは別に予断を持って検査に臨んだわけではないけれど、検査を始めた当初から、どうも東京で少なくともKKの核物質防護と、他社の核物質防護については明確な違いがありそうだと。

実際、その代替措置の取り方等々を見てみると、他電力が今回みたいなその一部機能喪失が起きたときの代替措置というのを見てると、代替措置の取り方自体が非常に明確に違う。だから少なくともKK（柏崎刈羽）と他社との間に違いがあると。じゃあ、東電に検査に入ってみたら今度はどうだったかという、KKと1F2Fとの間にも明確な差がある。

もちろん、例えば複数のサイトを有する電力会社で、サイトごとに固有の文化がある

というのはよく見られることで、例えば安全であるとか、保全であるとかに対する姿勢についても、同じ電力会社のAというサイトとBというサイトで、アプローチが違うというのは見られることではあるんだけど、それにしても、そういったものに比較しても東京電力の中で、KKと1F2Fとの間の差の明確さというのは、ある種驚きでしたね。

じゃあ、それを分けてるものは何かというと、人に依存する部分が非常に大きかった。

例えばPP管理者が、どういう人がそのPP（核物質防護）管理者として置かれてるかどうかわきたいものに左右されている部分が大きかったというのは事実です。特定の個人の違いによって、発電所の防護は大きく変わってしまうというようなことは、あってはならないわけだけど、実際上はやはりその置かれてる数量の人の違いというのが、結果として影響を与えていた。

ですからこういうことが起きないようにシステムというものを構築していく必要があるというふうに思っています。

○記者 お答えいただいたんですが、経営層に対する報告があったのかなかったのかというのはもう明確なんですか。

○更田委員長 これは、もう一つ仕組みとして、経営層に対して、知らしむべきものがあったとしても、経営層がそれをどういう情報として捉えていたかというのは、インタビュー等々を通じて一定程度聞いてますけど、これは実際その経営層に届いてたかどうかということよりも、むしろ経営層がそれをどう受け止めていたかということのほうにポイントがあって、少なくともそのトップからの聞き取りを聞く限りにおいては、やっぱり認識の甘さがあったんだろうというふうに、今の時点では捉えています。

○記者 最後にしますけど、トップにやはりその情報が届いていたんだとすれば、柏崎刈羽スペシャルじゃないんじゃないですか。やっぱりこれは東京電力ホールディングスの問題じゃないですか。

○更田委員長 トップの関与が同様のものであっても、1F2Fでは問題なかったことは、KKで問題があった。そういう意味においては、KKスペシャルの部分があるんですね。けれども、例えば劣化した防護がどこかで起きていたときに、それを回復させる仕組みなりメカニズムが経営層にあったかということ、それがなかったから、今回のような事態になったんだと思います。

だから、仮定の話になってしまうけど、1Fや2Fで何か問題が起きたときに、どうであったかというのは、ちょっと仮定の問題なので、なかなか答えるの難しいですけども、事例が起きたということ、回復するメカニズムがなかったという点に関しては、KKスペシャルではないかもしれない。けれども、KKで起きたときに、なぜこういった事態に至ったかという点は、やっぱり1F2Fで起きてないことを考えれば、KK固有の理由があったというふうに思っています。

○記者 他の人に譲ります。ありがとうございました。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。はい、ではヨシダさんお願いします。

○記者 毎日新聞のヨシダです。

今日の定例会の中で、ちょっと先ほどのと関連するんですけども、どこよりも緊張感、危機感が強いのが自然であるはずの東電でという趣旨の発言をされていましたが、今回の報告書では、その柏崎刈羽固有の問題としつつ、そのなぜ柏崎刈羽だけでこういうことが起きたのかについての分析言及がなかったように思うんですけど、その辺は、委員長自身はどのように考えているのか、また検査ではそういったことは重視ほどの程度までするのかというのを伺います。

○更田委員長 限られた文書の中で報告をしようとしてるので、汲み取れない部分はあるんだろーと思いますけども、そもそも核物質防護を考えたときに、柏崎刈羽は福島第一や福島第二に比べて、まずサイトの大きさと、あれだけの海岸線抱えていて、非常にその東西かな。東西というか、北東から南西にかけて長く位置するサイトの大きさもあるので、防護上は難しいサイトではあるのは事実なんですよ。それからもう一つは、1Fは事故を起こして今事故からの事故の片付け状態、2Fは運転が計画をされていない。そういった意味で、同じ東京電力の下でも、この3サイトで置かれてる状況というのは大きく違ったんだと思います。むしろ意外なのは、これから運転を目指そうとしてる柏崎刈羽で、どうして核物質防護も含めて、それこそ、これから運転を目指そうとしているわけだから、非常に高い緊張感でもって、各作業に臨まれてるはずなのに、なぜああいうことが起きるのか。

東京電力にとって、柏崎刈羽はそういった意味で重要なサイトであったはずなのに、どうしてああいうことが起きたのか。

これは既に何度も申し上げてきたことですが、核物質防護をとということが恐らく落とし穴になったというのは、核物質防護の特殊性、これは、いわゆるセキュリティの名の下に、限られた人の関与でもって管理されてる分野だということが、東京電力においても一つの落とし穴になったんだろーなというふうには思っています。

これは、要するにセキュリティ関係のものは、セキュリティ専門の部隊に任せておけばというようなところは、ともすればどの組織においても生まれやすいところがあって、東京電力にとっては、そこが落とし穴になったのではないかというふうに見てます。

○記者 あと、今後の検査については、劣化した姿勢や文化でもとの発言がありましたけれども、特にハード面、ソフト面、4項目ずつ挙げられてたんですけども、委員長自身は、そのハード面をより重視するというのでいいのでしょうか。

○更田委員長 どちらも大事だとは思いますが、はっきりとした確証は持てる、あるレベルに達してるという確証が持てるのはどちらかというとハードのほうが明確だというふうに思っています。ですから劣化したソフトの下であっても、しっかりした防護が維持できるかどうかというのは、東京電力はそれだけの決意を持って十分な投資をして、しっかりとしたハードを整備するように努めてもらいたいと思います。そういった

意味で、まずはハードだと思っています。

○記者 あと、今日の定例会では、今後の時期的な見通しまではちょっと示されてなかったと思うんですけども、今後の検査の見通しで委員長はどのくらいまで見ていく必要があるのかというのを考えてらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 まだ見通しが言える段階ではないと思っていますけれども。さらに今の立場で言うと、秋以降の進捗について申し上げるのは少し無責任になってしまうかもしれないんですが、それでもやっぱり次に判断をしっかりとする時期というのが、年内に来るか、年を越すのかというような感じだと思います。

○記者 その段階で何かしらまた今回中間報告ということでしたけれども、何かしらもう一段階、最後に行くまでのステップみたいなものがあるのか伺えますでしょうか。

○更田委員長 しっかりとした私たちなりに把握をしたことを、今回のように見せる、それから各項目ごとに今日は中間取りまとめの資料の中で、評価の視点とありましたけども、その評価のそれぞれについて私たちがどういう評価をしたのかということを示しながら、最後のその判断に進むということになると思います。

○司会 ありがとうございます。他に御質問ございますか。ではまずカンダさんお願いします。

○記者 時事通信のカンダです。

先ほど、核物質防護の特殊性というのが、落とし穴になったという御発言があったんですが、これは別に柏崎刈羽もしくは東電だけに固有の問題ではなくて、全電力会社同じ問題を抱えているにもかかわらず、なぜ柏崎で起きたのかということ、そのなぜというのをもっと聞いていかないといけないと思うんですけども、その辺りはそのままいいということなんですか。

○更田委員長 なぜというのは、問うているけれども、そこにそれだけに拘泥するつもりはないというふうに申し上げているつもりです。

それから、もう起きてしまった物事に対して、なぜという分析をすることが主眼ではなくて、回復するのかというのが、私たちの検査の主眼であるというふうに思っています。さらに言えば、これはひょっとすると検査を通じて確認できるかできないか分からないことですが、おっしゃるように別に、各電力会社だけじゃなくて、規制委員会、規制庁との関係においてだって、核物質防護というのは特別扱いされ過ぎてた部分があって、それを改めようとしているわけだし。

それから、透明性だとか、アカウントビリティからでも核物質防護に関することってこうやって皆さんとメディアと接してても話せないことというのがないじゃないですか。

そういった意味で、どうしても特殊性はあるんだけども、その特殊性に寄りかかってしまってる、あるいはその特殊性を余りに重く見すぎてしまってるというところが、そ

れは各電力にもそれぞれ事例はあったんだと思います。

私たち自身にもあった。委員会の関与が甘かったという部分も事実としてあると。じゃあなぜ東電で、本当にこんな大きな問題になったのかというと、お話しできるのはやはり、お話しできることに限界はあるとはいうものの、PP管理者のその個性に大きく左右されてしまうような仕組みがそこにあったからとしか言いようがないですね。どうしても多くの人に関与しない事柄であるだけに、そのハブとなる、中核となる立場の人の個性が、そのサイトの防護を大きく左右してしまうような状況にあったというのが理由だと思います。

そしてそれが、柏崎刈羽だから起きたというよりは、たまたま柏崎刈羽でそういう個人の影響が大きく出てしまったということだろうというふうに捉えています。

○記者 そうすると、そのたまたまその属人的なKKでのその担当者がよくなかったということになると、今の状態では、例えば1F2Fで、そういう人がその核物質防護の担当者になっていたとか、他電力でもそういう人がなっていたら、同じことがまた起きるのではないのでしょうか。

○更田委員長 それは、属人性の与える影響が小さくなるような制度であるとか、仕組みを作っていく必要があって、であるからこそ今検査で、ハードウェアだけでなくて制度やマニュアルや仕組みについても検査をしています。

ですから、今後同じように、そのハブとなる人が、ある資質や姿勢に欠けていたとしても、結果として防護のレベルが大きく落ちないような仕組みを捉えていかなきゃいけない。これは、東京電力に対して行ってる検査ではあるけれど、そこから得た学びというのは、全電力共通に反映されていくことだというふうに思います。

○記者 そうすると今の段階でそういう仕組みが、その全電力で出来上がってるかどうかということを見ると、もしかするとこれはやっぱり、現象としては柏崎固有の話かもしれないけれども、やはり東電全体であるとか、電力全体に共通する話ではないんですかね。

○更田委員長 これは分かって話しておられると思うけれど、その部分を補っているのが制度であるケースもあるだろうし、それから、トップなども属人的な影響で補ってるケースだってあるんだろうと思うんです。

それは、これから例えば、今回で得たものを、各電力が咀嚼するなり、あるいは私たちの検査官が各電力と接していく中で、例えばこの東京電力以外の電力会社において、核物質防護上の問題が起きなかったのは、制度が優れていたという可能性もあるし、制度はKKと変わらなかったかもしれないけれど、属人的なものがたまたまOKだったのかもしれないし、さらに言えば、そのサイトにおける問題をすくい上げて改善するような仕組みが経営にあったかもしれない。それは必ずしもその理由は一つではないだろうと思います。

○記者 最後にしますけども、セーフティの場合だと、例えば3.11のときに、女川が高い

津波を受けたにしても、メルトダウンには至らないで済んだとかいろいろな教訓があって、そういったものも含めて規制基準の改正であるとか、そういった制度全体の改正につながっていったわけですけども、こういうその核物質防護に関する話で、今回のものを何とか教訓として広げていくような取組というのは、何か手法、道筋はあるんでしょうかね。

○更田委員長 具体的にどう進めるかというのは難しい話だと思っていて、具体的なアイデアを持ってるわけではありません。

ただ、今おっしゃったことは、私個人としては強烈に感じてるのは、セキュリティについて、報告を受ければ受けるほど、学ばば学ぶほど、なんでこんな世界がこんなに特殊視されてるんだという思いを強烈に深めました。

それで、セキュリティの専門家のコミュニティというのはあるわけだけど、このセキュリティの専門家と称するコミュニティは、セキュリティの専門家だけが加わってやっってるコミュニティで、外に対して開かれてるわけじゃないんですよ。じゃあ、その専門性って一体何だって。

ちょっと、余りに何て言いますか、テロや悪意ある第三者に対して脆弱性を示せないということを理由に、この閉ざされたコミュニティであることから、メリットを得ている集団がいるんじゃないかと思っちゃうぐらいですね、このセキュリティって、少なくともセーフティ側にいた人間からすると奇妙に見えます。

確かに脆弱性であるとか、どういったものにどのレベルまで備えてるということは、公開できないかもしれないけれど、でもそこで何が行われてるか、どういう姿勢で臨んでるかということは、これまで非公開とされていたことの、かなりの部分が公にされたほうがむしろ望ましかったし、それから、ある意味セキュリティが脆弱なのは、多くの目が届いてないということで、セーフティで何か問題があって起きた、女川が津波でこうなった、あるいは中越沖のときにKKでこういうことが起きたってなると、多くの目が注がれるし、それは必ずしも専門家のコミュニティだけではなくて、メディアの役割だってそうじゃないですか。ところが、セキュリティに関しては、そこが遮断されてしまう。

その特殊性は、セキュリティの強化にとって、極めて不利だと思ってます。ですからセキュリティを巡る透明性、公開性の議論というのは、継続して続けられるべきだと思ってますし、であるからこそ、これ私が言うのおかしいかもしれないけど、規制当局に対するそのセキュリティに関する追及というのは、ただメディアの監視であるとかというのは、セーフティよりももっと神経質であるべきだと思ってるんです。というのは我々は、それはセキュリティ上お話しできないという決まり文句を持ってるがために、公開されるべきことは公開されてない可能性だってあるので、こういったやりとりで、より細やかにされるべきなのはむしろセーフティよりセキュリティで、そしてこれは東電だけに限らず、今後原子力の利用が続く限り全てにわたって当てはまることだと思っ

ています。

○司会 では、新潟日報、エンドウさんお願いします。

○記者 新潟日報、エンドウです。よろしくお願いします。

同じような質問が続いて恐縮なんですけども、先ほどなぜなのかというのに拘泥するつもりはなくて、起きたことをどう回復するのが主眼になるというふうな御発言ありましたけども、こちらからすると、なぜなのかというところが分からずに、今後、東電の回復というのを判断できるんでしょうか。

○更田委員長 今日の委員会での私の発言の中にも、そのニュアンスがどうしても現れてしまってるんですけど、やっぱ今回のID不正利用から今度、侵入検知で複数のものは機能喪失していて、また長期間それが回復されていなかったというのを聞いたときに、何でこれがまた東電なんだって思うわけですよ。

今日は、私はこれもう本当に個人的にはこだわりを非常に持っているのは、格納容器の漏えい率試験なんですけどね。ミスをしてしまいましたとか、知識が足りてませんでしたとか、理解不足でしたとかというようなことに連なるミスや不具合というのは、各電力、どうしてもあるわけだけど、意図的に規制当局をだまそうとするという事例ってそうはないわけでしょう。その代表的なものは、しかもこれ福島第一ですからね。東京電力であって。その東電が、これはたまたまですって言えばたまたまなのかもしれないけどその東電が、あれだけの大きな事故を起こして、生まれ変わりました。と言って、実際困難な廃炉に彼らは一生懸命やってるのも事実なんですけど、一方で、自社の命運がかかっているはずの、これから動かそうとする発電所で、今回の事例。何で東電なんだってどうしても思いますよね。

ただ、どうしてもちょっと冗長的な部分というのはあって、これはなぜだ、これがその解明されなければって言い出すと、私たちはその規制当局としてすべき判断ができなくなってしまうところもあるので、やはりここは冷静にその核物質防護のレベルが満足のいくところに回復するのかということに焦点を当てて検査を続けていきたいというふうに思っています。

ただ、なぜだというのは、それは思いますよね。ただ、なぜだか解明されない限りというところにどこまでこだわるかということ、徹底的にこだわりすぎると規制当局としての判断ができなくなってしまうようにも思っています。

○記者 分かりました。

ちょっと別の点なんですけど、その8つの評価項目についてなんですが、その是正措置命令の関係で、この8つの項目はそのまま解除の要件になるというふうに事務方の方はおっしゃっているんですけども、改めてですけど、委員長としてもそういう考えでよろしいのかということと、この8つの評価項目の位置付けというのは、今後の検査においてどうなっていくのか、お考えをお願いします。

○更田委員長 これは検査にあたったメンバーはよくまとめてくれたというふうに私は評価しています。この8つが基本になるんだろうと思います。8つ以外のものが今後出ないかという、それは100%そう言えるわけではないですけども、当面これから検査を続けていくにあたって、この8つの評価の視点というのは、ポイントになってくるでしょうし、検査区分の変更の判断をする時期が来たとすれば、この8つの評価において、私たちがどういう判断をするかというのがポイントになるだろうと思います。

○記者 その上で、今日の委員会の中で、伴委員からその改善状況をどう客観的に評価していくのかというところで、今後それがポイントになっていって、委員会としても議論していきたいというような御発言あったと思うんですけども、8つを東電に守らせるというか、担保させるために、どういうふうな手法とかが考えられるんでしょうか。

○更田委員長 ハードウェアに関して言えば、ハードウェアが、よしこれでいいとなるのは、実際に運用されてしばらく時間が経ってというところなんだと思っています。検査区分の判断というのは、そうってからではなくて、むしろ設計の段階、方針の段階で十分な方針が立てられているかどうかというのを判断していくことになるだろうというふうに思います。

それから、制度面であるとかその運用のもの、いわゆるソフトと言われるもの、これはまだまだ、これまで続けてきた検査のような形で、東京電力との間の接触を続けていくことになるだろうと思いますけども、それから、例えば、PPCAP（是正処置プログラム）一つについても、まだ見直しというのは続いているところですので、これがしっかりしたものになるかどうかというのを見ていくことになりませぬ。

○記者 それで東電の改善計画の中で一番時間がかかるとされていた立入制限区域の見直しについてなんですが、今回、その設置位置や構造が適切な計画かという評価視点になっていて、その運用前であっても、検査区分の変更というのは可能になるというふうに考えてよろしいんですか。

○更田委員長 まずは、どう引くかというのを聞いていくことになるだろうと思います。立入制限区域を限定するというのは核物質防護を進める上で、コンパクトなほうがより防護は強くしやすいので、どういう計画を、それはセンサー類と相まってではありますけれども、どういうふうに線を引くかというのをまず聞いていくことになると思います。

○記者 最後にします。いわゆる委員長おっしゃるハード面というのは、どう変わったのかというの分かりやすい部分だと思うんですけど、この2ページ目のいわゆるソフト面というところは、いわゆる私の目を見てくださみたいな話になりがちだと思うんですが、今後これを、この評価視点でやっていくというのはそのとおりなんだと思うんですけども、具体的にどういうふうに、どういう視点でもって、どう東電を見ていたら改善したのかというのをどう評価していくのかという、そのあたりの透明性というのは、規制当局として求められると思うんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 裏のソフトのほうで、上の三つ、5、6、7で番号を振られているこの部分と

というのは、一般に品証等で見ているような検査と同じように公開をしていくことができると思うんです。どういうシステム、制度が組まれて、PDCAが行われてということを見せることはできる。ただ、この8つ目の部分、8番目の部分、組織文化と書かれているこの部分は、やや私の目を見てくださいますになりがちなところなんですね。ではあるんですけど、それでも、例えば文化の劣化をどう捉えるために、どういう分析を東京電力がしているか、組織文化であるとか、セキュリティ文化みたいなものには必ず劣化の兆候が現れるわけですけど、劣化の兆候に対する東電自身の分析が十分なものであるかどうかというようなことは、私たちも見ていきたいと思えますし、そういった内容について、私は一定程度公開されてしかるべきだというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますか。ではヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

僕も今回の件で伺いたいんですけど、あと評価の視点というところで、これのそれぞれ宿題のスケジュール感、短期、中期、長期とか、そういったものはあったりしますでしょうか。

○更田委員長 裏面のほうの話、ソフト全般ですか。

○記者 このやつ全体で。

○更田委員長 表の1から4に関して言えば、当然のアクション次第のところはあるだろうと思うんです。結局ハードウェアならハードウェアについて話を聞いてくれというようなタイミングというのはあるだろうから。と思えますし、5、6、7についても、今の時点で短期的、中期的というような色分けをしているわけではないし、これからの検査というのは一層、東京電力の改善や分析と、こちらの検査との間の時期的なタイミングものというのは、そこに左右される部分があるだろうと思えますので、今申し上げたようにしか言いようがないな。結局、各ポイントにおける東京電力の改善がどう進むかによって、検査のまたタイミングも変わってくるだろうと思えます。

○記者 先ほどの検査の見通しについて、年内か、越すかみたいな発言をされていたと思うんですけど、それがこの評価の視点に対応していて、年内ぐらいで全体が終わるのかなというふうに思ったんですけど、そういうわけじゃないということですか。

○更田委員長 私としては、9月22日までに何とかならないかなという気持ちがあるんですよ。だけど、そんな理由で、そのタイミングというのはやっぱりいかんだろうと私自身も思うし、それから検査部隊から聞いている理由、話からも、どうもなかなか9月22日までに次の大きな判断というのが、間に合ってくれそうもなさそうと聞いてます。

だからといって、一方、いたずらに長い期間をかければいいというものではないと思っていて、そこそこタイミングとして、年内に一つ、規制委員会としての判断を出せたほうが好ましいんじゃないかと思っています。ただし、9月22日以降の人に迷惑だと言わ

れるかもしれませんが。

○記者 その判断というのは検査区分の変更の判断ということですか。

○更田委員長 私は検査区分の変更に関する判断を余り、ハードウェア等々についての判断ができたなら、それほど時間を置かずにやったほうがいいと思っています。分析的なものにこだわりすぎて、いたずらに長期化させても、余り意味はないというふうに思っています。

○記者 9月22日までに、委員長の在任中に運転禁止命令の解除ということはないということですか。

○更田委員長 別に解除だけが方向というわけではありませんので、どういう判断を下すかについては、今の時点で申し上げるつもりはありませんけれども、ただ、今日、中間的な報告を聞いて、そして各項目について、私たちがどういうふうに見ているかというようなことをある種一つのマイルストーンを、9月22日以前に置ければというふうに、私は個人的には希望していますが、なかなか難しいんじゃないかなというところではあります。それはちょっとはっきりしない話です。

○記者 分かりました。

それとあと、最初の質問とかでもあったんですけど、今回の機能喪失事案と、改善活動に一定の関係が見られるという1文があって、結局、本件というのはコストダウンの指示の形跡というのは、なかったという理解でいいんですか。

○更田委員長 いや、コストダウンプレッシャーの影響というのは、少なくとも核物質防護設備に関してはあったという認識です。それが、例えば、リースであったり、自社化であったりというところに現れているというのが調査の結果です。

○記者 何か結論だけ言われても、ちょっとピンとこないというのが正直あって、つまり、どの副社長がコストダウン削減委員会で、どういう発言をしたかというのが、例えば別添の資料とかで、議事録として書いてあって、こういうところがKKではこういうふうに受け取られたんだみたいな、そういうことが最終報告で書いてあったらいいなと思いました。

○更田委員長 御希望は承りましたけど。

○記者 それとあと、もう一点、僕が気になっていたのが、東電の17年度の監査で、契約変更によるコストダウンが良好事例と捉えられていたという、定例会合でも以前、石渡先生が指摘していたかと思うんですけど、そのあたりを見る限りは、一定の関係という以上に、会社としてコストダウンを重視していたというふうに思うんですけど、今回そういう評価は、中間報告として、そのあたりは深堀りされたんでしょうか。

○更田委員長 コストダウンは、これは東京電力だけに限ったことではなくて、民間企業である以上は、どこの社もコストダウンというのは一定の指標はあるんだろうと思っています。

そこで問題を複雑にしているのは、例えば、これが安全であるとか、あるいは運転上

の余裕に関わるようなところであるとすると、コストダウンが、要するにトレードオフの関係になるんだけど、コストダウンをしても、運転上の余裕であるとか、安全上のものに影響が出ていないというような判断というのは、多くの関係者がその判断をしやすいわけですけれども、先ほど来申し上げたように、セキュリティって情報が限定をされていて、また、かつてセキュリティの経験を持った人たちが経営層の中に多いわけではありませので、果たして、そのコストダウンがセキュリティのレベルを犠牲にしたものなのか、それともセキュリティのレベルを維持しつつ、コストダウンを図ったものなのかの判断がしっかりできていないのではないかとと思われるところはあるんです。

今回の事例に関して言えば、セキュリティ関連の設備の維持に対して、コストダウンしようという意図が影響したという事実は、検査の結果で見られています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 マツヌマさんお願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

会議の中で、柏崎刈羽の問題ですけれども、山中先生が会議の中でおっしゃっていたんですけれども、核物質防護の問題について、安全の問題と切り離して検査、審査を進めていくということで問題ないのではないかというふうに発言されていたんですけど、委員長もそのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 少なくとも、これまでの検査の限りにおいて、いわゆるセキュリティに対する意識、姿勢の劣化が、安全にまで影響が及んだということは捉えられていないので、これまでの検査の結果を踏まえて言えば、核物質防護に焦点を絞って検査を続けていくことが妥当だというふうに思っています。

○記者 特重が、許可が間近じゃないかというあれがあるわけですけれども、この点については、そうすると議論ができるというふうにお考えなんですか、委員会の中で判断ができるという。

○更田委員長 まず、これは委員会としての意図とか意思ではありませんけれども、少なくとも私の考えとして申し上げますけれども、特定重大事故等対処施設の基本設計については議論ができると思っています。

○記者 今回、中身が全部公開されているわけではないので、私ども読んでいて、何となくまだ納得感がちょっと薄いというのが正直なところありまして、改善の問題なんかについても、会議の中で安全基準、コストダウンによって性能を低下させるなどの影響を与えるような議論は行われていなかったというふうにあるわけですけど、逆にこれを読んで思ったのは、当たり前じゃないかというか、そんなことがされていたら、むしろえらいことで、むしろ安全に影響しないかどうかを確認するというようなことが行われるのがしかるべき、具体的に会議の中で行われなかったとしても、少なくともそれが担当部署で確認されているかどうかみたいなものを確認していくのがしかるべきで、それが

核物質防護でもやられていればどうなんだいというふうに、事態が変わっていたんじゃないかなと、むしろ思ったものですから。ある種、マネジメントの問題として、意図的に影響を与えるような議論がないから、問題ないというのはちょっと飛躍というか、納得感がないんですけれども、いかがでしょうか。

○更田委員長 ちょっとマツヌマさんの質問を正確に捉えられたかどうか、ちょっと自信がないところもあるんですけども、安全の場合は何重にも、ある種コストダウンであるとか、投資の先の変更、契約状態の変更といったものが、安全のレベルに与える影響について、センサーというか、感覚が働くのが現場のレベルや、それから現場のそれこそ係長さん、課長代理さん、課長さんという様々なレベルで、そういった感覚が働くんじゃないかと思うんですけども、やっぱり関与する人間が少ないということ、それから経験者が少ないということが、核物質防護における弱みであったのであろうと思いますし、経営層に関しても、中身が分からない部分というのは、大きかったのではないかなというふうに思います。

○記者 安全の確保に関してはマニュアル等があって、それに基づいて、また手順を踏んできたということで、核物質防護に関しては、それがなかったということのようなんですけれども、これのないままにされていた事態というのの責任というのは、担当者だけなのか、それともマネジメントの問題がないのかというのはちょっと疑問なんです。

○更田委員長 いや、それはマツヌマさん、とってもいいポイントで、これは別に東電だけの問題ではなくて、ちょっと話を大きくし過ぎるかもしれないですけど、安全の場合は、規制当局が明確に要求している部分というのがあって、その要求が、例えば古い要求になると仕様規定、スペックまで規定している。あるいは性能要求をしている。それから機能要求をしているようなものがあって、しかも安全をめぐる議論というのは、規制当局と事業者だけではなくて、例えば関心を持つ技術者や、それから学会みたいなものも関与して、どういう防護が可能かであるかということの議論をずっとされているわけなんですけど、核物質防護って、もともと機能要求に近いんですよ。どのレベルで守れという要求をしているわけではなくて、そして、こういう設備が必要で、こういうレベルの防護が達成されてなければならないといった部分が、事業者委ねられている部分がある。

極端に言えば、圧力容器から水が抜けたというときになったとすると、燃料温度が何度に達する前に、ECCS（非常用炉心冷却装置）で水をちゃんと入れなさいとか、酸化量がこれこれに達する前に、ECCSがちゃんと集合体に水をかぶせるようにしなさいと。それを解析してというようなセーフティではずっとやっているわけです。

セキュリティの場合は、こういったアタックに対して防護できる設備を整えなさいということは明確にやっていて、アタックのほうの定義は、彼らに伝えているわけなんですけれども、脅威のレベルというのは、だけど、具体的な防護の方法というのは、それぞれ事業者委ねられている部分がある。

そういった意味で、安全で当たり前のことが、核物質防護では当たり前でなかったり、その逆もあるので。ただ、私はその点が、それぞれ独自に育ってしまった世界があるんだけど、その弊害が、私は核物質防護のほうに出ていると思っています。

○記者 マネジメントの問題はあるとお考えなんですか。

○更田委員長 あるでしょうね。今回の事案に直接というわけじゃなくて、もっと広くあると思っています。つまり、潜在的な危険性を持った設備を管理する社において、責任ある層は、安全と同様の関心をセキュリティにも振り向けるべきなんだと思います。それは、べきだということは、これまでも言われていたけれども、なかなか実態は、それに伴っていなかったんだと思います。

○司会 それではハセガワさん、お願いします。

○記者 NHKのハセガワです。 評価の視点のソフト面、5、6、7をどう見ていくかというところで、例えば、山中委員とかが核物質防護規定とかを出してもらって、それを見ていくみたいな話もされていきました。何ていうか、ここの透明性というか、公開のところでできるのかというところの問いかけなんですけど、例えば核物質防護規定って、ホームページとかを見ると、我々としても出されましたということは示されるけど、どういものが出されたか示されないとか、結局これもKKで、どういうシステムで、仕組みで守っていこうかという、その組織の在り方とかというところの核物質防護規定とかというのを、多分ソフト面で見ていくと思うんで、そういうところとかというのも、公開された形で出てきたほうがいいんじゃないかなと思ったりするんですが、そのあたりどうでしょうか。

○更田委員長 私もそう思います。私もそう思うんだけど、もう一つは、これを改善していくためには多分、前例主義にとらわれないようにすることが、とっても大事なんだと思うんです。つまり、こういったものに関しては、これまで公開してきていませんという、役所って、そういったん言くと、もう胸張っちゃって終わりじゃないですか。前例はありませんと言って。だけど、これは改善しようとする話なんだから、黒川総務課長に嫌な顔をされるかもしれないけれど、過去そうだったからといって、今後もそれでいいかどうかという問題ではないので、特に核物質防護の部分は、これはセキュリティだからと言えば、もうそこで終わるとというのが悪しき文化だと思いますので、そうは言っても多分、とても、ある意味いい緊張関係が、我々と社会とかメディアとの間であれば、改善されていくんだと思うんです。

そういった意味で、これまでこういった事項に関しては公開してきていないという答えで止まらないようにするということが、とても大事だと思います。

○記者 それは今後検査の中で公開になるとか、あるいは、核物質防護規定が出されてしまうと、そこが表には出てこない形になってしまうというか、そこはどのような形になってくるのでしょうか。

○更田委員長 検査部隊に、検査の進行中に公開するしないの判断を求めていくというのは事実上、多分難しいだろうと思うんですよ。だから、それよりも、核物質防護規定について、核物質防護規定そのものを示せるかどうかは別としても、それに対する説明のようなものは果たしてできるのか、できないのかというのは、研究するべきだというふうに思いますけれども。

私たち、例えば、特定重大事故等対処施設の設置位置であるとか、設計の詳細はお示ししていませんけれども、こういう施設ですよという説明はしているじゃないですか。あれをどこまでやれるかというのと同じ問題だと思っています。

繰り返しになりますけど、やっぱり悪意ある第三者がここを攻めればいやというふうに思われたいためには、特重みたいなものは、やっぱりあんまり詳細な設計をお示ししたくないわけだけど、そうは言っても、こういった能力を持っている、こういう設備だということはできるだけ伝えるべきだと思っていますので、同じことが核物質防護等についても言えるんだと思います。

○記者 ありがとうございます。

あと全く別の話で、水素爆発の規制取り入れ、水素防護の規制取り入れの話で、BWR（沸騰水型原子炉）各社に対して問いかけしたものから、いろいろ返ってきているという状況があって、例えば下層階の水素濃度検知であったりとか、あとはPAR（静的触媒式再結合装置）を設置するとか、ちょっと踏み込んだ話も出てきているかなと思うんですが、委員長としての受け止めに伺います。

○更田委員長 ちょっと話が細かくなりますけど、私はトップベントに関心を持っています。つまり格納容器、オペフロ上で、原子炉建屋、トップベントのある設備、ない炉、ありますし、既に許可済みのところでもトップベントがないものがありますけれども、やっぱり清掃化等々を考えると、トップベントは必須か、必須じゃないかというのは、ちょっと議論を急ぎたいなというふうには思っています。

それから、PARに関しては、PARがどのぐらい有効か、いろいろ議論のあるところだと思いますし、それから下層階にも、水素のリークパス、シビアアクシデントのときのリークパスにもよりますけれども、どうしても滞留してしまう小さな区域ができるのは事実ではあるけれど、むしろ、仕上がりの姿でないとアクションに移らないというのではなくて、やっぱりできるところからというのと、それから、これどういう進め方をするのかの議論は、なかなか難しいところがあるんです。

何かというと、私たちこれ、本当にもどかしいところがあるんですけど、要求という形をとると、私たちはその要求が十分なレベルであるかの説明責任を負うことになるんですよ。非常に、その現象の流れが確実な範囲のものであれば、これが必要であるから我々は要求するということが非常に示しやすいんですけど、シビアアクシデントって、ものすごく不確実な世界です。

さらに言えば、そのシビアアクシデントが進行して、炉心損傷後の状態をどう緩和す

るかというのは、これさらに不確実性が大きい。それをさらに進んだものを私たちは大規模損壊という言い方をしていますけれども、ここで要求している設備、対策というのは、有効性が明確に定量的に示せるようなものじゃない。誰が考えたって、ないよりはあったほうがいいのは確かだけど、じゃあどこまでそれが有効なのかと言ったら、非常にそれを立証するのは難しい設備がある。例えば放水砲みたいなものはそれに当たります。

今回の建屋の水素爆発対策、これは水素が発生して、水素が発生しているということは、もう炉心が溶けているわけですよ。炉心が溶けた後の話で、さらに压力容器をくぐり抜けて、Bだったら格納容器に抜けてきて、でという話なので、まず、BWRですけれども、プライマリサーキット、冷却系を通ってきて、格納容器を抜けてきた水素に対して、どう備えるかなんて、ものすごく不確かさの大きな話だから、ないよりあったほうがいいよねというようなものに対して、その十全性に対する説明責任を負う、要求というような形をとれるものかどうかというのは悩ましいところなんです。

ですので、まずこういったことをやったほうがいいのか悪いかについて、とにかく事業者と共通理解を得るような議論をしなきゃならないというふうに思ってます。

○司会 それでは、キリュウさんお願いします。

○記者 河北新報社のキリュウと申します。

ちょっとこの状況で聞きづらいんですけども、女川原発の有毒ガス防護に関して、ちょっと2点お伺いしたいんですけども。今回の有毒ガスの発生対象元がないということで、今後、酸素ポンプなどを配備することになると思うんですけども、こういった有毒ガスのこういう予期しないものの発生というのは、他のサイトでもよくあるようなことなのでしょうか。ちょっとその1点をまずお願いします。

○更田委員長 よくあるというという表現がどうかというところはあるんですけども、有毒ガスの発生源が特定できる場合には、例えば、それが漏えいしたときの堰を設けてくださいとか、特定の発生源に対する対策を設けてくださいと。

ただ、有毒ガスは、私たちの想像の及ばないところで発生する可能性も否定すべきではなくて、例えば溶接だったら、アセチレンポンプを持ち込むようなこともあるかもしれないし、それから、例えば酸素が足りないところで、火災というか、ぼやみたいなことが起きていたら、当然COみたいな、一酸化炭素のようなものが発生することだってあるだろうし、一般的な議論として、発生源は特定できないけれども、有毒ガスが発生したときの備えをしてくださいというのは、これは女川に限らず、各発電所に対して求めているものです。

○記者 それで、起きたときにどう対処するかということで、その理論としてはすごく分かるんですけども、ただ、これから再稼働を控えている中で、ちょっと地元からは対症療法的な手続じゃないかという声もありまして、その点に関してというのと、再稼働

に与える影響というのは、今回の事案は、それほど大きくはないというような認識でしょうか。

- 更田委員長 まず有毒ガスに関しては、必要なものであれば、その有毒ガスの発生源が必要なものであれば、当然、発電所の中に設備する必要があるし、今回、女川の2号機に関連して言えば、特にそういった発生源を考える必要はなくて、ですが、対症療法という言葉は当たらないと思いますけどね。有毒ガスに対して備えを持つのはいいことだと思います。

それから、バックフィットですので、当然、変更のやり取りというのは、本体の許可後の後で行われるというのは、これは致し方ないところで、再稼働に関して、私たちは言及する立場にはありませんけれども、この有毒ガスの防護が、全体の東北電力の工程に大きな影響を与えるものではないというふうに思います。

- 記者 最後に、ちょっと柏崎刈羽に関して1個、伺いたいんですけども、この中間取りまとめの再検証を求める事項の中に、過去に2Fでスイッチを、警報を切っていた件があると思うんですけど、これはそんなに昔ではなくて、2016年ですか、そのとき地元の首長さんからも、こういう安全を軽視している、やっぱり社内風土ではないかということ当時すごくおっしゃっていて、そう遠くないことは、こうやって社内できちんと共有されていないというのはどうかと思うんですけども。

やっぱり今回、これを再検証してくださいというふうに入れている意味合いであったり、そのあたりちょっとお願いします。

- 更田委員長 特定の当該情報がどういう伝わり方をしたかというのは調べてみる、既に調べてるのかもしれませんが、調べてみる価値はあるようには思います。

- 司会 他に御質問ございますでしょうか。クロカワさんお願いします。

- 記者 TBSのクロカワです。よろしくお願いします。

今回の柏崎刈羽の核物質防護の話で、多くの国民というか人々が知りたいのは、究極的には東京電力というのは果たして、柏崎刈羽という原発を運営するに足る事業者なのかということがあると思うんです。そこを規制委員会に判断なり、判断が無理だったら、その判断を示す材料というのを深掘りするなり示すなりしてほしいというのが、多くの人々の根底に、この件であると思うんですね。

なので、核防護がきちんできていないという状況を改善することが大きな目的だというのは非常に分かるんですけども、一方で、なんで柏崎刈羽で、東電の原発でこういうことが起きたのか、東電という会社の何がこういう事態を生むのかということ、それを明らかにして、その客観的な判断材料を示すというのが、今回の柏崎刈羽の検査で、人々が望んでいることなんじゃないかと思います。

そういう視点でこの取りまとめを読むと、肝心の東京電力が、平たく言うとOKなのか、OKでないのか、どういう体質を持っているのかという、そこに踏み込まれてきっちり書

かれてるというところが、余りよく、どこに書いてあるのが分からなかったんですけれども、そういうものもやはり必要なんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○更田委員長 どこに書かれているか分からなかったというのは、書いてないからだと思います。それで、またこの検査に負わせるべきような回答ではないと思っています。

東京電力が、果たして原子力施設を運用するに足る資格を持った組織なのかどうかというのは、これは当然問われてしかるべきだから、あらゆる機会で問われてくる。今回の事例に限らないですね。私たちが柏崎刈羽の6・7号機に設置許可の判断を行ったときも、当然その適格性の名の下に問われるプロセスがあって、ですから七つの約束に関わるようなことも、私たちはやったわけだけど。これは皆さん、御自身も分かっておられるんだろうと思いますけど、答えはないんですよ。納得のいく答えはないんだと思っています。ずっと問われることに意義があるんだろうと。

じゃあ、東京電力に果たしてその資格があるんですという説明が、なぜできるか。なぜ大丈夫なのか、どういう答えがその答えに当たると思われますか。これはずっと問われるべき問いかけであるだろうと思います。東京電力がそれに対する答えを持てるとしたら、それは実績以外ないと思っています。実績を得るためには、チャンスがない限りは実績が示せない。東京電力にチャンスを与えるべきでないという議論もちろんあるだろうと思います。

ただ、かつて私たちが6・7号機に対して行った設置許可の判断というのは、6・7号機の運転に関して、まず基本設計という段階においては、東京電力にチャンスを与える判断だったと思っています。今回、検査区分がもし戻ることがあれば、それもさらに柏崎刈羽に対してチャンスを与える判断だと思っています。

しかしながら、なぜ彼らにその資格があるのか、それをなぜという言葉で問われる限り、明確にそれに納得が得られるような答えというのは、私はないと思っています。またそれを検査結果の報告という形に求めるというのも、余りふさわしいとは思っていません。

○記者 今のお答えの中で、東京電力になぜ資格があるのかということ問い続けることに意義があって、それに対する答えはないということだったんですけど、恐らくそれは東電が示さないといけないことだと思うんですが、逆の問いもあると思うんですよ。東京電力になぜ資格がないのか。これを、やっぱりKKの今回の事例で思っている人というのは結構多いと思います。

そうすると、なぜ資格がないのかということに対する答えというのは、結構、今までにも出てきていたと思います。ただ、それに対して原子力規制委員会のシステムというのは、三振制なり、期限を設けるだとか、うそを言ったら駄目だとか、こういうことをするとペナルティとして原発が運営できないとか、そういうふうな三振制なり、そういうふうなアウトというものは存在しないシステムになっていますよね。

なので、そこに対する、そういうシステムになっていないんだとすれば、それに対す

る材料を、こういった検査とか審査で、規制委員会が示すということが非常に大きく負託されていることだと思います。

○更田委員長 三振制というのはスリーストライクアウトの三振ですか。うん、そうですね。いや、そんなことはなくて、設置許可の取消しは十分にある話だし、それから検査区分が変更されないという判断も十分にある話であって、アウトの判断はあるんです。

ただし、申請がされている限りにおいて、審査中という立場を私たちは取っているんですね。例えば一旦もう、これ不許可の判断したほうがいいんじゃないかと、ここの会見でも何度かお話ししたことがありますけれども、そういった事例もあるにはあるんですけど、事業者が、いやいや、まだまだ説明させてください、もっと説明材料がありますという限りは、審査が続いている例はあるんです。ただ、それは審査中ということであって、結果的に許可を与えていないし、それから柏崎刈羽に関して言えば、設置許可の取消しというのは当然選択肢の中にあるので、アウトがないわけではないんです。

○記者 ありがとうございます。

東京電力になぜ資格がないのかという、これに対する答えというのは、こういうKKの今回のような事例で出ているんじゃないかと、皆さん根底で思っている人が多いんですけど、そういうものをここの中で、こういった取りまとめの中で示していくというわけではないということですか。

○更田委員長 私たちが、検査区分はもう戻せないとか、柏崎刈羽の設置許可を取り消すという判断をするときには、なぜ資格がないかということを説明する責任があるだろうと思っています。私たちは今まだその判断をしていませんので。

ただ、これは柏崎刈羽に限らないですけど、どのサイトに対しても、設置許可を取り消すという判断をするときには、なぜそれを取り消すのかという理由を示す責任を持っていると思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。